

富士市の救急医療を守り抜く条例（案）

私たちが暮らす富士市にとって、市民の命と健康はかけがえのない宝であり、地域社会の持続的な発展に欠かせないものです。

急病、事故等により突然命に関わる事態に直面した市民が迅速かつ適切に医療を受けることができる環境を整えることは、全ての市民の命を守るための基本的な施策です。

しかしながら、かつては救急搬送困難事案が大きな課題となり、医療機関その他の関係団体の努力により改善の兆しが見えるものの、常に市民が安心して救急医療を受けることができる状態にまでは至っておりません。

市民が安心して救急医療を受けることができる体制を安定したものにしていくためには、医療に関わる者の努力はもとより、市民一人ひとりが救急医療の重要性を理解し、救急医療を適正に利用し、及び救命活動に協力することにより市、市民、医療機関等が一体となって支えていくことが求められます。

ここに、全ての市民が救急医療の意義を共有し、救急医療が健やかな生活の礎となることを願い、この条例を制定します。

【解説】 前文は、本条例を制定するに至った背景や条例制定の趣旨を述べています。

富士市民の命と健康は、地域社会にとってかけがえのない最も大切な財産であり、救急医療が基盤となって、市民の命と健康を支えます。富士市を含む富士医療圏では、救急隊が駆け付けても、受け入れ医療機関の選定までに6回以上の照会又は30分以上の時間を要する630問題が大きな課題となっていました（別紙※₁、※₂参照）。

そこで、市民が安心して救急医療を受けることができる体制の安定化が市民から強く求められ、本条例を制定することとしました。前文では630問題を含むこのような課題を「救急搬送困難事案」と表現し、これまでの課題認識と「救急医療を守り抜く」という強い意志を明示しています。

（目的）

第1条 この条例は、本市における救急医療体制の充実を図り、市民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とします。

【解説】 救急医療体制の充実を通じ、市民が安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指すことを明確にしています。

富士市では、過去に救急搬送困難事案や医師不足が問題となり、体制維持が不安定であったことから、「体制の充実と安心の確保」を条例の最上位目的としました。

（基本理念）

第2条 この条例は、市民が安心して迅速かつ適切に救急医療を受けることができる体制（以下「良好な救急医療体制」という。）を構築し、市、市民、医療機関等が一体となって、これを守り抜くことを基本理念とします。

【解説】 良好な救急医療体制は、医療機関だけではなく、市、市民、医療関係者等が一体となって「地域全体で守り抜くべきもの」であるという理念を掲げています。

良好な医療体制を確立し、これを持続可能なものとするために、市、市民、医療機関などが協働して取り組む姿勢を基本理念に定めています。

また、市の中には広義の意味で市議会も含まれており、第7条で市議会の役割も定めています。

（市の役割）

第3条 市は、休日及び夜間も含めて良好な救急医療体制を確保するため、静岡県保健医療計画（医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項の規定に基づき静岡県が策定する医療計画をいう。）に基づき、次に掲げる施策を講ずるものとします。

- （1）市民、救急医療機関、静岡県その他関係団体と救急医療に関する連携体制を整備すること。
- （2）良好な救急医療体制の整備に関する施策を推進すること。
- （3）医療人材の確保及び育成支援を行うこと。

(4) 市民に対して救急医療に関する講習会等を開催することにより、救急医療の適正な利用を促すこと。

(5) 救急医療に関する情報を積極的に公開し、救急医療に対する市民の理解を深めること。

【解説】 この条では、県の医療計画と連動しつつ、休日や夜間を含めた救急医療を確保する市の役割を定めています。

第1号の「その他関係団体」とは、富士市医師会、歯科医師会、薬剤師会などを指します。

第3号は、医師及び医療従事者が他市に比べて不足する本市(別紙※₃参照)では、市が主体となって、医療人材の確保及び医療人材の育成支援に取り組む必要があります。

「救急医療体制の整備に関する施策を推進すること」や「市民啓発(別紙※₄参照)」を市の役割とすることで、単なる体制整備ではなく、持続可能な仕組みづくりを目指しています。

医療法(昭和23年法律第205号)

第5章 医療提供体制の確保

第2節 医療計画

第39条の4 都道府県は、基本方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画(以下「医療計画」という。)を定めるものとする。

2~18 省略

(市民等の役割)

第4条 市民等(市内に居住し、通勤し、又は通学する者及び市内で事業活動を行う法人その他の団体をいいます。)は、良好な救急医療体制を維持するため、次に掲げる事項に努めるものとします。

(1) 救急医療に関する知識を習得し、救急医療体制、救命活動等に対する理解を深めること。

(2) 救急医療に対する正しい理解に基づき、緊急時における適切な救命活動等を行うこと。

【解説】 この条では、救急医療体制を守るために必要な市民等の役割について、努力目標を定めています。

第1号では、救急医療に関する基礎知識を習得し、市の救急医療体制（役割分担、夜間・休日診療等）や救命活動に対する理解を深めることを求めています。

知識・理解の具体例

- ・ 救急車の適正利用（緊急性の低い症状での利用を控えること。）
- ・ 心肺蘇生法（CPR）やAEDの使用方法

市民等は、かかりつけ医を持つ努力をし、体調不良時には診療時間内の受診を心がけるなど、安易な救急要請を抑制するよう努めることが望めます。これは、救急医療資源を真に緊急性の高い患者さんのために確保する上で重要です。

第2号では、第1号に規定する市民等の役割を果たすことで得た知識と理解に基づき、緊急時において適切な行動をとることを努力目標としています。

「適切な救命活動等」の具体例

- ・ 負傷者や急病人を目の前にした際の迅速な119番通報
- ・ 周囲の安全を確認した上での、心肺蘇生法やAEDの使用などの応急処置

本号の「救命活動等を行うこと」は、市民等に法的な「救急処置を行う義務」を課すものではありません。義務と誤解されないよう、あくまで「正しい理解に基づいた適切な活動に努める」という努力義務の表現としています。

（救急医療機関の役割）

第5条 救急医療機関は、救急医療の維持及び推進を図るため、次に掲げる事項に努めるものとします。

- （1）緊急に医療を必要とする市民等に対し、迅速かつ適切に医療を提供すること。
- （2）関係機関との連携により、円滑な受け入れ体制を構築すること。
- （3）熱中症患者が増加する時期、インフルエンザが流行する時期その他の救急患者が増加する時期においても、安定して救急医療を提供できるよう備えること。

【解説】 本条は、地域における救急医療の維持と推進のため、救急医療機関が果たすべき役割について、努力目標を定めています。

救急医療機関の役割を明確にしつつ、法令上の努力規定として位置付けています。

第1号は、救急医療機関の最も基本的な役割です。一刻を争う患者に対し、速やかに必要な初期診療や救命処置を行うこと（迅速性）と、医療倫理に基づいた適切な診断・治療を行うこと（適切性）を求めています。

第2号は、他の医療機関、消防機関（救急隊）、行政機関などと連携し、地域全体で救急患者の受け入れを円滑に行える体制を維持する努力義務です。迅速な情報共有と、自院で対応困難な場合の転院・搬送連携を含みます。

第3号は、熱中症やインフルエンザの流行時など、救急患者が集中する繁忙期においても、安定して医療を提供するための事前の備えを求めています。人員配置の調整、病床・資材の確保、地域内での役割分担確認など、現場の実情を踏まえた体制整備を意味します。

（富士市立中央病院の役割）

第6条 病院事業管理者は、より高度な救急医療を担う富士市立中央病院の救急医療体制を強化するため、次の措置を講ずるものとします。

- （1）医師派遣大学等との連携を強化し、救急専門医をはじめとする医師の確保に努めること。
- （2）救急医療に従事する看護師、救急救命士等の人材の確保及び育成を推進すること。
- （3）断らない救急を目指し、受け入れ体制の強化及び対応力の向上を図ること。
- （4）大規模な災害、感染症のまん延その他の非常事態が発生した場合でも、継続して救急医療を提供できるよう備えること。

【解説】 本条は、市内で高度な救急医療を担う中核病院である富士市立中央病院に特化し、病院事業管理者が講ずるべき救急医療体制の強化措置を定めています。

第1号の「医師派遣大学等」とは、医師の派遣元である大学医学部や、他の医療機関を指します。

単に医師数を増やすだけでなく、救急医療に関する専門的な知識と技術を持つ医師の確保に努め、高度な救急医療提供体制を維持するため、「救急専門医をはじめとする医師の確保」を規定しています。

第2号は、医師以外の医療従事者についても、救急医療の質を支える重要な人材として、その確保と育成を推進する措置を規定しています。

第3号は、地域の救急医療体制に対する信頼を確保するため、可能な限り多くの救急患者を受け入れるための断らない救急を目指すことを規定しています。

第4号は、平時だけでなく、地域社会全体が危機に瀕する状況においても、病院がその機能を維持し続けるための措置を規定しています。

(議会の役割)

第7条 市議会は、市民の代表者である議員により構成される機関として、次の事項に取り組むものとします。

- (1) 市民に対して救急医療の現状、課題等について積極的に説明するとともに、市民の意見を把握すること。
- (2) 最新の医療技術及び救急医療体制に関し、情報を収集し、及び研究することにより、効果的な政策の形成を支援すること。

【解説】 第1号では、議員有志で構成する「地域医療研究会」が条例制定を主導した経緯を踏まえ、議会が市民への説明責任と政策研究の役割を担うことを明文化しました。

第2号では、議会が市民と行政との橋渡し役となり、政策形成を支援する役割を明確にしています。

(連絡調整会議の設置)

第8条 市長は、良好な救急医療体制を維持するため、関係機関で構成する連絡調整会議を置きます。

【解説】 市長は、関係機関が協議する場として「連絡調整会議」を設置します。

この会議には、市のほか、医療機関、消防、医師会、歯科医師会、薬剤師会などの

代表者が参加することを想定しています。

構成員、会議の運営等については別途定める予定です。

(救急医療の評価)

第9条 市長は、救急医療の提供の状況及び効果を毎年評価するとともに、評価の結果に応じて必要な措置を講ずるものとします。

2 市長は、前項の規定による評価の実施に当たり、前条の連絡調整会議の意見を尊重するものとします。

【解説】 本条は、救急医療体制が適切に機能し、効果を発揮しているかを客観的に確認するため、市長に定期的な評価と、その結果に基づく改善措置の実施を求めるものです。

評価の際には、連絡調整会議の意見を十分に尊重し、客観性を担保します。

(財政上の措置)

第10条 市は、この条例の目的達成のため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとします。

【解説】 市が救急医療体制の維持・拡充に必要な財政措置を講ずるよう努力義務として明記しました。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は別に定めます。

附 則

この条例は、令和 年 月 日から施行します。

【総括】

本条例は、市、市民、医療機関、議会等がそれぞれの役割を果たし、協働して救急医療を守るための包括的な理念及び方針を定めたものです。

特に「630問題」という課題を背景に、富士市立中央病院を中心とした救急体制

の強化、市民への啓発、市の自己点検及び自己分析、議会の監視機能を組み合わせることで、持続的で安心できる救急医療体制を目指しています。